

令和2年度 広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会
(北部建設事務所管内) 議事概要

【開催】

令和2年度の広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各協議事項について文書により委員に諮ることとし、令和2年6月15日付けで開催した。

【協議事項】

別紙「令和2年度広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会協議事項について(北部建設事務所管内)」のとおり

【決定事項】

- ・ 国の緊急行動計画を受けた広島県の2020年度の取組事項及び取組方針の見直しについて了承した。
- ・ 規約の改正をした。

【意見】

- 広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針(案)について【資料2】
 - ・ 北部建設事務所庄原支所： 広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針(案)について「⑦水位情報の提供」の危機管理型水位計について、設置時期を基準に修正してほしい。
 - ・ 広島県土木建築局： 次のとおり、三次市及び庄原市について設置時期を基準とした記載に修正する。
 - 令和元年度：(三次市) 8ヶ所, (庄原市) 3ヶ所
 - 令和2年度：(三次市) 3ヶ所, (庄原市) 11ヶ所

令和2年度広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会

協議事項について（北部建設事務所管内）

1 協議事項

(1) 国の緊急行動計画を受けた広島県の2020年度の取組事項について【資料1及び補足資料】

平成31年1月に改定された「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を受けた広島県の2020年の取組として、国・県・市町を主体としたそれぞれの取組事項について協議する。

(2) 広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針(案)について【資料2】

取組方針は、平成29年度に策定し令和元年度に見直したところであるが、それ以降の取組の状況を踏まえて時点修正を行うとともに、資料1-1の中から新規の取組事項等を取り入れる等、フォローアップを行う。また、9頁(2)⑦⑧の危機管理型水位計及び河川監視用カメラの設置状況については、令和2年5月28日時点の情報に更新した。

なお、令和2年度からの新規取組事項は朱書きしている部分である。

(3) 規約の改正について【資料3-1, 3-2】

協議会構成員である市町の組織改編等に伴う所要の改正を行う。改正箇所は別表3であり、下線を引いてある箇所である。

2 添付資料

- ・【資料1】：国の緊急行動計画に対応する2020年度取組事項
- ・【資料1（補足資料）】：令和2年度の主な取組事項
- ・【資料2】：広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針（案）
- ・【資料3-1】：規約改正（案）
- ・【資料3-2】：新旧対照表